



414
A 38



立憲制度御施行の後を自ら國務と皇室事務との
分界を生かすか故は是時より當り皇室を孤弱の地位に
陥らしめざる様は注意するに最も大切の事といへば
皇室の孤弱なるは第一皇室の御不利なるは勿論間接に
國務乱動の勢力を助るの大患ありたり故は立憲制度
施行の期既に近きの今日に於ては豫め此の患を防ぐの道を

大正十一年四月
侯爵奇贈



未だざる可^レば之^レを防^グく^ル道如何^ク國務の外^ニ於^テ廣^ク人民の親愛^セば帝室^ニ歸^スル^ヲ以^テ其^ノ基礎^ヲ固^クする^ニ在^リ蓋^シ志^ス國務^ヲ於^テ人民^ノ帝室^ヲ戴^クハ^ニ之^ヲ畏^敬ノ關係^ト國務^ノ外^ニ於^テ人民^ノ帝室^ニ對^スル^ノ關係^ハ之^ヲ親愛^ノ性質^ヲ以^テめ^ス可^レば

政治^外於^テ社會^ニ組織^スル^ノ重^{ナル}原素^ハ文學[、]藝術[、]道德^ノ三者^{ナリ}帝室^ノ基礎^ヲ固^クシ^テ孤弱^ヲ防^グク^ノ一^法は則^チ是^等ノ諸原素^ヲ以^テ帝室^ヲ親愛^セル^ヲ帝室^ヲ實^ニ己^等ノ為^ニ最^モ手^厚キ保護^者たる^ヲ覺^スル^ニ在^リ是^等ノ諸原素^ヲ以^テ隱然^ト帝室^ノ藩籬^トす

むる^得ル^ヲ帝室^ノ基礎^ヲ固^クする^ニ於^テ其^ノ功^實又^ハ言^ハ可^レば是^レ立憲國^ノ帝室^ニ最^モ大^ニ其^ノ力^ヲ致^スル^ノ所^ノ者^{ナリ}

諸國^ノ例^ニ推^スル^ニ文學[、]藝術[、]道德^ノ三原素^ヲ以^テ帝室^ニ親近^セしむ^ル道^ハ簡易^{ナリ}且^ツ行^ハ易^キ者^{ナリ}即^チ御手許^ノ御用^ヲ辨^スル^ヲ為^メ宮内省^中ニ寮^ヲ設^ケル^ノ件^々を施行^セしむ^ルを以^テ足^ルと^ス

第一 聖覽^ニお^よせ^ル一^キ御用^ノ為^メ西洋^ノ文學[、]理學[、]詩歌[、]雜書^等ノ著譯^ヲ時々^ニ其道^ヲ堪^ル能^クの學者^等ヲ仰^付じ^ル一^キと

第二 同志く和漢の文學、詩歌、雜書の編纂、或時其道堪能の學者等、仰付らるべきと

第三 工藝に關する御用品、下賜品、御贈與品等の御用を時々堪能の技術家に仰付らるべきと

第四 在間、公益あるべき學藝其他の組合、時々奨勵の賜金あるべきと

第五 御巡幸等の節、慈善家及び奇特者等に臨時の賞賜あるべきと(國務を以て行ひ難き者或ハ國務を以て行ふ者と重複するも妨げなし)

右の如く文學、藝術、道德の三原素に對して時々保護奨勵の聖徳を示さば是等の諸原素ハ政治在野の外に於て隱然たる帝室の御藩屏を形くり帝室の基礎一層堅固増進一きと明白なり

又た右は内ち帝室の基礎を固くし外の國務に間接の大利を與ふのみならず一國人民全體の爲にも亦た言ふ可き直接の大福利あり凡そ在間の需用供給のみを任せ置は文學藝術は充分なる發達を爲し難き場合あり何とせば在間普通の需用ハ其の品格程度甚多高きものあり(例せば有糸なる譯書も其の事柄高尚にして書價貴けれハ購讀者少きの故に之を着手する者なくして止むの類なり)工

藝品の如きも亦た皆自然なり故に古より文學子藝術の充分なる發達を爲せし迹は案するに需用供給の外に於て更に一種の保護者を得るに由らざるべし勿論今日と雖も是等の諸原素に對して時々の保護獎勵なきを以て至らざるを以て仕組未だ整備せざるを深く心は此邊に留むるに至らざるを以て思ひき充分の功業を得ざるに實に遺憾と云ふべし

凡も是等の事の國務を以て行ひ難きのみならず縦令之を行ひ得るとも亦た其作用の消ゆるに實功を擧ぐるの大なるものと帝室御手許の働かざる及ぶべきを以て抑も國務を畫一にして變なきに尊むる故に前記の如き微妙なる作用を

望むるに能はば殊に其の性質專ら人民の親愛を致さしむべき事柄なるに於てを又た右の御用掛仰付けしるに之は折々の事と爲し頻濫を失はざるべし其貴も所も亦た甚た多きに要せざるなり

以上述べて所は括記されし御手許の御用掛以て一國の文學子技術道德の三原素を保護獎勵するに在り而して其の利益の第一は國務外に於て人民に帝室に親愛せしめ以て帝室の藩屏を増加するなり第二は一國の文學子藝術の發達せしむるなり第三は國人一般の利便を廣むるなり第四は國務の反はざる所を補ひ微妙の働かざるを以て第五は帝室を強めて以て間接に

國務乱動の禍を防ぐ力を増えたり凡そ是等の利益を収
むるハ今日急務の一として是故其儘に差置かるに欠典の大
なる者には尚ほ該寮の事務順序職制等を下し附記して
参酌し供す

學藝寮

職制

長官 一人 (兼任 一等二等)

次長 一人 (兼任)

評議員 (二十名以下 兼任取扱)

在職期限 一年

評議員助役 (二十名以下 兼任取扱)

同前

属

寮事務順序

- 一 文學工藝に關する御用品あるに即ち必じ該寮に下問を（下問品の經費も調度局より支出を）
- 一 又た御用品に適當なる者と認むに即ち該寮より之を上申す（上申品の經費は該寮定額より支出を）
- 一 奇特者あるに即ち其の主務官と協議の上之を上申す（該寮の經費に）
- 一 亦諸条の場合に該寮の長官次長と其の部門の評議員等と協議の上之を上申す
- 一 評議員は少くとも一部門に一名以上設置すべし

寮事務章程

- 一本寮は文學技術德行に關する御手許の御用を掌り將大勵保護を御趣意に遵いたる件々を管理す
- 一 御用の為め和漢の文學詩歌雜書等の編著を其道に堪能の學者等又仰付けしるゝを管理す
- 一 御用の為め西洋の文學理學詩歌雜書等の著譯を其道に堪能の學者等又仰付けしるゝを管理す
- 一 工藝に關する御用品下賜品御贈與品の御用を堪能の技術家に仰付けしるゝを管理す
- 一 在間の公益ある學藝其他の組合を將大勵人以賜ふ事を管理す

一慈善者奇特者其能臨時賞賜の事以管理片

[Faint vertical text in columns, likely bleed-through from the reverse side of the page]

大隈重信様

親展 書類在木

一慈善者奇特者^上臨時賞賜の事以管理片

矢野文雄

五